

保険会社向けの総合的な監督指針 本編 (新旧対照表)

現 行	改 正 後
<p>IV 保険商品審査上の留意点等 IV-1 共通事項 IV-1-1~IV-1-10 (略)</p>	<p>IV 保険商品審査上の留意点等 IV-1 共通事項 IV-1-1~IV-1-10 (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>IV-1-11 法人等向け保険商品の設計上の留意点</u></p>
	<p><u>法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる商品内容となっていないか。</u></p>
<p>IV-1-11 保険約款の規定による貸付に関する事項</p>	<p>IV-1-12 保険約款の規定による貸付に関する事項</p>
<p>IV-1-12 インターネットによる商品販売の取扱い</p>	<p>IV-1-13 インターネットによる商品販売の取扱い</p>
<p>IV-1-13 特別勘定又は積立勘定を設ける商品</p>	<p>IV-1-14 特別勘定又は積立勘定を設ける商品</p>
<p>IV-1-14 団体保険又は団体契約の取扱い</p>	<p>IV-1-15 団体保険又は団体契約の取扱い</p>
<p>IV-1-15 団体扱・集団扱の取扱い</p>	<p>IV-1-16 団体扱・集団扱の取扱い</p>
<p>IV-1-16 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p>	<p>IV-1-17 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p>
<p>IV-1-17 保険法対応</p>	<p>IV-1-18 保険法対応</p>
<p>IV-1-18 共同保険契約を引き受ける場合の取扱い</p>	<p>IV-1-19 共同保険契約を引き受ける場合の取扱い</p>
<p>IV-2 第一分野</p>	<p>IV-2 第一分野</p>
<p>IV-2-1 逡増定期保険</p>	<p>IV-2-1 逡増定期保険</p>
<p>(1) 逡増定期保険については、保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動に</p>	<p><u>(削除)</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 本編 (新旧対照表)

<p><u>つながる、例えば、財テク等を主たる目的とする商品内容となっていないか。</u></p> <p>(2) 各年度における解約返戻金が当該年度の保険金額以下となっているか。</p> <p>IV-2-2 任意加入制団体定期保険 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>IV-6 審査手続 IV-6-1~IV-6-3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>各年度における解約返戻金が当該年度の保険金額以下となっているか。</p> <p>IV-2-2 任意加入制団体定期保険 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>IV-6 審査手続 IV-6-1~IV-6-3 (略)</p> <p><u>IV-6-4 商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査の実施等</u></p> <p><u>(1) 申請された商品の顧客に訴求するポイント、想定する主な顧客層、認可後の募集態勢などに係る検討状況を踏まえ、商品に伴うリスク、販売上の留意点等の商品の課題について、顧客の特性や販売方法等に応じて適切な対応が図られているか商品審査の過程において「顧客保護関連情報」(様式・参考資料編その他報告等様式集 IV-6-4 別紙 1・2)にて確認することとする。</u></p> <p><u>(2) 保険商品に付帯するサービスが拡充している状況にあることから、特定の保険商品に付帯して新たなサービスを提供することを検討している場合は、当該サービスの内容、保険会社等の契約関係及び責任関係を踏まえ、保険契約者等の保護に欠けることのないよう適切な対応が図られているか商品審査の過程において「顧客保護関連情報」(様式・参考資料編その他報告等様式集 IV-6-4 別紙 1・2)にて確認することとする。</u></p> <p><u>(注) ここに言うサービスとは、保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項(規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号)に該当するものとする。</u></p>
---	--